＜別表＞

介護老人保健施設ぶんすい　料金表

令和3年4月現在

長期施設入所 基本型

＊保険給付負担と実費負担（保険外）の合計が利用料金となります

		保険給付負担単位								A	実費負担額（保険外）						B
		施設サービス費	新型コロナ特例評価	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	1日小計（単位）	30日合計（単位）	食費	居住費	特別な室料	日用品費	教養娯楽費	1日小計（円）	実費30日合計（円）
多床室	要介護1	788	施設サービス費の0.1%	24	22	－	保険給付負担総額の3.9%	保険給付負担総額の2.1%	834	26,545	1,800	420	－	200	130	2,550	76,500
多床室	要介護2	836							882	28,073							
多床室	要介護3	898							944	30,046							
多床室	要介護4	949							995	31,669							
多床室	要介護5	1003							1,049	33,388							
個室	要介護1	714							760	24,189		1,680	1,705（税込）＊一般棟①の場合。認知症棟の場合負担はございません。			5,515	165,450
個室	要介護2	759							805	25,622							
個室	要介護3	821							867	27,595							
個室	要介護4	874							920	29,282							
個室	要介護5	925							971	30,906							

1割負担の場合、A+Bが1か月おおよその料金です。2割負担の場合、保険給付負担（A）は2倍,3割の方は3倍となります。

1か月の合計計算　A（　　）単位　×　利用者負担割合（　　）割　＋　B（　　）円　＝　　円

短期入所療養介 基本型

＊保険給付負担と実費負担（保険外）の合計が利用料金となります

		保険給付負担単位								実費負担額（保険外）				
		短期入所療養介護費	新型コロナ特例加算	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	1日合計（単位）(a)	食費	滞在費	日用品費	教養娯楽費	実費1日合計（円）(b)
多床室	要支援1	610	短期入所療養介護費の0.1%	24	22	－	保険給付負担総額の3.9%	保険給付負担総額の2.1%	697	朝食 490	420	200	130	2,550
多床室	要支援2	768							864					
多床室	要介護1	827							926					
多床室	要介護2	876							978					
多床室	要介護3	939							1,045	昼食 610				
多床室	要介護4	991							1,100					
多床室	要介護5	1,045							1,158					
個室	要支援1	577							661	夕食 590	1,680			3,810
個室	要支援2	721							814					
個室	要介護1	752							847					
個室	要介護2	799							897					
個室	要介護3	861							962					
個室	要介護4	914							1,018	おやつ 110				
個室	要介護5	966							1,074					

1割負担の場合、A+Bが1か月おおよその料金です。2割負担の場合、保険給付負担（A）は2倍,3割の方は3倍となります。

■実費負担内訳

項目	金額	備考
居住費（滞在費）多床室	420円	光熱水費相当分
居住費（滞在費）従来型個室	1,680円	光熱水費相当分＋室料
特別な室料	1,705円（税込）	テレビ、冷蔵庫、電話付属　／個室①：212.213.214.215号室
特別な室料	1,595円（税込）	テレビ、冷蔵庫、電話付属　／個室②：210.211号室
日用品費	200円	トイレットペーパー、石鹸、シャンプー、タオル、おしぼり等
教養娯楽費	130円	新聞、雑誌、クラブ、レク材料費等
電気器具使用料	1点55円（税込）	電気毛布、テレビ等の持ち込み等
個室電話使用料	使用料実費	電話外線使用料
衣類洗濯代	（大）1枚　146円	汚れ物1点につきの金額となっております。
	（中）1枚　116円	
	（小）1枚　75円	
	ドライクリーニング	商品により金額が異なります。
理美容代	実費	理容組合様による月1回のサービス
経管栄養材料費	薬価収載されていない経管栄養（濃厚流動食）の実施に必要なチューブ等の材料費実費	
予防接種代	インフルエンザ予防接種実施要綱に定める実費	
文書料	書類内容によって実費（1，100円、2，200円、3，300円、5，500円等）（税込）	
その他の費用	実費（税込）	利用者の選定によるもの

＜別表＞

介護老人保健施設ぶんすい　料金表

令和3年4月現在

■各種加算（◎長期施設入所、短期入所両方／○長期施設入所のみ／☆短期入所のみ）
＊2割負担の場合、保険給付単位は2倍,3割の方は3倍となります。

◎夜勤職員配置加算	24単位／1日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす
◎サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位／1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80％以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35％以上 上記に加え、サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること
○栄養マネジメント強化加算	11単位／1日	管理栄養士を常勤で2名配置し低栄養状態のリスクが高い入所者へ栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上行う場合
◎介護職員処遇改善加算	保険給付負担総額の3．9％	介護職員に対する賃金改善計画を策定、計画にかかる研修などの実施
◎介護職員等特定処遇改善加算	保険給付負担総額の2．1％	経験・技能のある介護職員に重点化した賃金改善計画の策定、実施
○初期加算	30単位／1日	入所した日から30日間の算定
◎認知症ケア加算	76単位／1日	認知症専門棟での利用。日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mに該当
◎療養食加算	6単位／1回（長期） 8単位／1回（短期）	医師の指示による糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食の提供を管理栄養士によって管理　※1食を1回とする
○短期集中リハビリテーション実施加算	240単位／1日	入所後3か月以内に20分以上の個別リハビリテーションを集中的に実施（週3日以上）
○認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位／1日	認知症の診断受けた者で入所後3か月以内に記憶の訓練、日常生活動作の訓練を実施（週3日標準）
○リハビリテーションマネジメント計画情報加算	33単位/月	医師やリハビリ職員が共同しリハビリ実施計画を作成し、リハビリの質の管理を行い、リハビリ実施計画の内容の情報を厚生労働省に提出し、リハビリ提供にあたって、当該情報等を活用している場合
○若年性認知症入所者受入加算	120単位／1日	対象者に対して個別担当者を定めサービスを提供
○外泊時費用	362単位／1日	所定単位数に代わり算定（月6日限度）　＊外泊中、この他に居住費を頂きます。
○在宅サービスを利用した時の費用	800単位／1日	外泊時に介護老人保健施設により提供れる在宅サービスを利用した場合（月6日限度）
○入所前後訪問指導加算	450単位／1回	入所前30日から入所後7日以内に居宅訪問し、施設サービス計画の策定
○入所前後訪問指導加算	480単位／1回	（Ⅰ）の計画に生活機能の具体的な改善目標、退所後の生活に係る支援計画を共同で策定
○試行的退所時指導加算	400単位／1回	試行的退所時に療養上の指導を実施
○退所時情報提供加算	500単位／1回	退所後の主治医に対し、診療情報を提供
○入退所前連携加算（Ⅰ）	600単位／1回	（Ⅱ）に加え、入所前30日、入所後30日以内に居宅事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合
○入退所前連携加算（Ⅱ）	400単位／1回	退所に先立ち、居宅支援事業者に対し、文書にて情報提供かつ利用に関する調整を行う
○認知症情報提供加算	350単位／1回	過去に認知症の診断を受けてなく、認知症医療疾患センターへ紹介
◎緊急時治療管理	518単位／1日	病状が重篤になり救命救急医療が必要となる場合（連続3日限度）
○かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	100単位/1回	多剤投薬されている方の処方方針を施設医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬した場合
○かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240単位/1回	（Ⅰ）を算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって当該情報等を活用している場合
○かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100単位/1回	（Ⅰ）（Ⅱ）を算定し、6種類以上の内服薬を1種類以上減少させた場合
○所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239単位／1日	肺炎等で検査を行い、施設内で投薬を実施した場合（連続7日限度）
○所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480単位／1日	（Ⅰ）を感染症対策に関する研修を受講している医師が行った場合（連続10日を限度）
○排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位／月	排泄に介護を要する原因等の分析、支援計画の作成、評価を実施し、厚生労働省に評価結果を提出した場合
○排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位／月	（Ⅰ）の要件を満たし排尿・排便の悪化がなく、一方が改善または、おむつ使用からなしに改善した場合
○排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位／月	（Ⅰ）の要件を満たし排尿・排便の悪化がなく、一方が改善かつ、おむつ使用からなしに改善した場合
○排せつ支援加算（Ⅳ）	100単位／月	排泄に介護を要する原因等の分析、支援計画の作成、評価を実施　（経過措置）
○褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位／月	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施、3月に1回見直しをした場合
○褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位／月	（Ⅰ）の要件を満たしていて、褥瘡の発生がない場合
○褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10単位／月	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合（3月に1回を限度）　（経過措置）
○再入所時栄養連携加算	200単位／回	再入所時大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設栄養士と医療機関の栄養士が連携し栄養管理について調整を行った場合
○経口移行加算	28単位／1日	経管栄養の方の経口移行への栄養管理を実施
○経口維持加算（Ⅰ）	400単位／月	摂食障害を有し継続して経口摂取を進めるための特別な管理が必要
○経口維持加算（Ⅱ）	100単位／月	（Ⅰ）の管理に当該医師以外の医師等の意見に基づく計画を策定した場合
○口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位／月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生に関わる技術的助言及び指導を月2回以上実施した場合
○口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位／月	（Ⅰ）に加え、口腔衛生管理に関わる計画内容を厚生労働省へ提出し、当該情報等を活用している場合
○ターミナルケア加算	死亡日以前31日～45日：80単位 死亡日以前4日～30日：160単位 死亡以前2日～3日：820単位 死亡日：1，650単位	医師の診断に基づき回復の見込みのないもので、同意を得てターミナル計画が作成されているもの
○地域連携診療計画情報提供加算	300単位／1回	病院から地域連携診療計画に基づき入所した方
◎認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位／1日	認知症の為、在宅での生活が困難で緊急に入所する必要がある方（7日を限度）
○自立支援促進加算	300単位/月	入所時に、医師が自立支援に必要な医学的評価を行うとともに、6月に1回見直しを行い、支援計画策定に参加した場合
○科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等を厚生労働省に提出し、かつ必要な情報を活用している場合
○科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60単位/月	（Ⅰ）に加え、疾病の状況や服薬等の情報を厚生労働省に提出した場合
○安全対策体制加算	20単位／入所中1回	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し安全対策実施体制が整備されている場合
☆送迎加算	184単位／片道	利用者の心身の状態、家族状況から必要と認められる方
☆個別リハビリテーション実施加算	240単位／1日	個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき1日20分以上の個別リハビリテーションの実施
☆若年性認知症利用者受入加算	120単位／1日 60単位／1日（日帰り）	利用者毎に定めた個別担当者を中心にサービス提供（＊認知症行動・心理症状緊急対応加算との併用は不可）
☆緊急短期入所受入対応加算	90単位／1日	ケアプランの計画以外に緊急に利用を行った場合（7日または14日を限度）
☆総合医学管理加算	275単位／1日	治療管理を目的として居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない利用の場合（7日を限度）
☆重度療養管理加算	120単位／1日 60単位／1日（日帰り）	要介護4・5の利用者であって、医学的管理を継続的に行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に算定

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショートスティ）		
3時間以上4時間未満	650単位	難病や末期癌の要介護者など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者向けの日帰り利用
4時間以上6時間未満	908単位	
6時間以上8時間未満	1,269単位	